

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画（素案）に対するパブリックコメントに寄せられた意見要旨と本市の考え方

※お寄せいただいたご意見は、趣旨を踏まえ要約し、項目ごとに整理しています。

章	項目	頁	ご意見の要旨	本市の考え方
第1章 計画策定にあたって	計画策定の趣旨	1	ストーカー規制法やリベンジポルノ防止法に地方公共団体の責務が規定され、かつ、これらの行為がDVと結びついていることが多いことから、ストーカー及びリベンジポルノに関する啓発や相談についても記載してはどうか。	ストーカーやリベンジポルノに関する相談があった場合は、適切に関係機関につなぐ旨の記載を加えます。
第2章 DVに関する動向及び市の取り組み状況	第2期計画（H28～R2）の取り組み状況	16	市営住宅について、連帯保証人制度を撤廃したことを記載すべきである。	ご指摘のとおり、「連帯保証人制度の撤廃」について記載します。
第4章 施策の展開	DV防止に向けた啓発・教育の推進	25	家庭への啓発のうち、「DVのセルフチェックシートを活用し」とあるが、このセルフチェックシートはどこで、誰が活用するのか。DV被害の自覚を促すには、どのような場面で活用することを想定しているのか。	セルフチェックシートは、DVの被害者に対し、DVを受けていることの気付きを促すために、家庭支援課窓口などで配布しているものです。ご意見をふまえ、活用方法がわかるように説明を加えます。
		25	毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」は、P10のこれまでの取り組み状況に記載がないが、新しい取り組みなのか。また、この運動の広報を実施するにあたり、「家庭への啓発」の枠組みでよいか。	ご指摘のとおり、「女性に対する暴力をなくす運動」は、第1期計画より以前から実施してきた取り組みの一つであるため、P10の取り組み状況にも記載します。 なお、この運動は、社会全体に「DVを許さない」という意識の醸成を図ることを目的に、広報紙等を通じて各戸に周知を行ってきた経緯もあることから、「家庭への啓発」への記載が適切であると考えています。
		26	「学校園等における啓発・教育の推進」について ・DV防止の大前提である、ジェンダーフリー教育が重要であり、男女平等の意識の低さがDVに繋がると考える。 ・1行目の「各学校において」に「園」が入っていない。 ・「教職員等への研修」は、教職員のDV防止を図る目的なのかわかりにくい。	・ジェンダーフリー教育にかかるご意見は、男女共同参画行動計画において推進を図ります。 ・「各学校」の後に「園」を加えます。 ・教職員等への研修は、教職員を通じて学生等にDV防止の教育の推進等を図ることが目的であることから、そのことがわかるように記載を修正します。
	相談体制の充実	29	「DV相談アドバイザー」は、誰がどのように活用するのか説明が不十分である。	「DV相談アドバイザー」は、市の配偶者暴力相談支援センターがDV支援に関する指導や助言を得るために活用します。活用方法がわかるように説明を加えます。
		30	若い世代への対応として、SNSを活用した相談体制を構築すべきではないか。	社会情勢等を踏まえた相談環境の整備に向け、今後の施策の参考とします。
		31	「高齢者に対する支援」について ・「成年後見支援センター」を入れるべきではないか。 ・介護施設や介護事業所内の虐待に対する取り組みが必要と考えるがどうか。	・ご指摘のとおり、「成年後見支援センター」との連携を計画に記載します。 ・介護施設や介護事業所内の虐待にかかるご意見は、高齢者地域福祉計画・介護保険事業計画において推進を図ります。
		31	「障がい者に対する支援」について ・施設や事業所内での虐待に対する取り組みも記載すべきである。 ・「障がい者基幹相談支援センター」や「障がい者虐待防止センター」との連携を記載すべきである。	・施設や事業所内の虐待にかかるご意見は、障害福祉計画及び障害児福祉計画において推進を図ります。 ・「障がい者基幹相談支援センター」や「障がい者虐待防止センター」との連携について計画に記載します。